

## オープンソースソフトウェアの提供に伴う法的責任

あさひ・狛法律事務所  
弁護士 宮下 佳之

### 1. はじめに

GNU General Public License Version 2, June 1991 ("GPL")に基づいて許諾の対象となるプログラム(「GPL ソフト」)は、GPL 第 11 項及び第 12 項の規定に従い、一切の保証がなされないのが通例である。その他のいわゆるオープンソースソフトウェア(「OSS」)も、同様に、無保証で提供される場合が多い。言うまでもなく、なんらかの保証を行えば、将来保証責任を追及される余地があり、そのリスクを補填するための資金負担を考慮すれば、無償で GPL ソフトを提供することは、実際上は極めて困難である。そのため、GPL ソフトを無償で提供することと、無保証とは、相互にリンクしていると考えられ、ソースコードの開示、無償及び無保証が、GPL に基づくビジネス・モデルの基本的特徴を構成しているものと考えられることができる。

### 2. バグ等についての責任

コンピュータ・プログラムには、不可避的にバグが含まれること等の理由から、商用ソフトウェア(「商用ソフト」)に関しても、その品質についての保証(機能保証と性能保証を含む。)が限定されるのが一般的である。しかし、商用ソフトウェアの使用許諾契約においては、記録媒体に物理的な瑕疵があった場合に良品と取り替える義務が規定されたり、一定期間内に瑕疵の修補を行うことが規定されたりする場合も多い。GPL においては、ライセンサーは、そのような限定的な保証義務も負わないのが原則である。仮に、GPL ソフトに構造上の欠陥があったり、GPL ソフトがウィルスに感染していたために、GPL ソフトをインストールしたことに伴ってシステムが復旧不可能の障害を被った場合であっても、通常の場合、GPL ソフトの利用者は、ライセンサーに対して、一切の責任を追及できない。従って、GPL ソフトを使用又は頒布する場合には、そのようなリスクを勘案した上で、十分な検証を行う必要がある。

もっとも、GPL ソフトに関して、保証を行うことが制限されているわけでは

ないので、無償又は有償で、品質についての保証を行うことは可能である。また、個々の GPL ソフト自体については品質についての保証を行わないとしても、提供する GPL ソフトの組み合わせについての保証を行うことも考えられる。例えば、Linux の場合、カーネル、コンパイラ及びライブラリーには、それぞれ多様なバージョンがあり、そのバージョンをうまく組み合わせなければ Linux がうまく動かない。従って、その組み合わせに関して、有償で保証を行うことも十分想定される。

GPL ソフトに関しては、「ソースコードが開示されることにより、バグ等が世界中の技術者によって是正され、そのため、信頼性の高いものを作り上げることができる」という議論が為されることがある。確かに、そうした側面は、GPL ソフトに基づくビジネス・モデルの大きな魅力の一つであるが、無保証であるが故に、その内容について、十分な検証が行われないうままに GPL ソフトが公に提供されてしまう、という傾向があることも否定できないように思われる。また、無償であるが故に、より良いソフトウェアを開発するインセンティブが十分に確保できるのか、という懸念もある。一方、商用ソフトの場合、重大なバグ等があることが判明すれば、その営業上の信用が失墜し、企業の存亡に係わる事態に陥る可能性もあることから、バグ等の除去のために、相当の労力と費用を傾注することが想定され、その意味からは、より信頼性が高いものが提供される可能性がある、ということもできる。この観点からは、いずれかのビジネス・モデルの方がより優れているという単純な評価は、困難である。

### 3. 第三者からの訴訟リスク

GPL 第 11 項及び第 12 項によれば、GPL ソフトのライセンサーは、当該 GPL ソフトが第三者の著作権、特許権その他の人格的又は経済的な権利を侵害したとしても、一切の責任を負わないことになる。商用ソフトの場合にも、常に権利不侵害についての保証がなされるわけではないが、多くの場合には、少なくとも、第三者の権利侵害が問題となった場合に、ライセンサーがライセンサーを補償 ("indemnification") すべき旨が規定されている。GPL ソフトの機能及び性能を予め十分検証すれば、品質保証が一切行われていないことに伴うリスクを軽減することができるが、権利不侵害の保証については、GPL ソフト自体をいくら念入りに検証しても、そのリスクを把握できない。特に、著作権侵害の有無に関して言えば、GPL ソフトの開発者が、他者の著作物に依拠して当該 GPL ソフトを開発したものであるか否かによって著作権侵害の有無が決められ

ることになるが、その事実関係については、開発者自身に表明、保証してもらう以外には、ほとんどの場合、確認する方法がない。開発者が一切の表明、保証をせずに頒布されている GPL ソフトを使用している以上、GPL ソフトの利用者は、第三者の権利を侵害するリスクをある程度は承知していたはずである、と評価される余地がある。使用者が善意無過失であれば、真の権利者に対する損害賠償義務を免れる余地があるが、GPL ソフトの利用者については、少なくとも権利侵害の可能性を認識していた、との理由から、過失があると認定されて、損害賠償を余儀なくされる可能性がある。

そうしたリスクを斟酌しても、GPL に基づくビジネス・モデルには、大きな魅力があり、Linux の急速な普及は、GPL に基づくビジネス・モデルの有用性を実証したものであるということもできる。権利不侵害についての保証が為されていなくとも、普及した後に相当の期間が経過したにも拘わらず、特段第三者の権利侵害の問題が生じていないことを、第三者の権利侵害が問題となるリスクがさほど高くないことを裏付ける根拠と評価することにも合理性がある。Linux を大手のソフトウェアベンダーが積極的に推進しようとしてきた背景には、そうした事情もあるものと思われる。

しかしながら、そうした期待を裏切る事態が生じている。それは、The SCO Group (「SCO」) の IBM に対する訴訟に関する問題である。その経緯は、概ね以下の通りである。

2003 年 3 月 6 日 SCO が IBM を提訴

*IBM が契約上の義務に違反して、SCO が保有する知的財産を Linux に組み込んだこと等を主張*

2003 年 6 月 16 日 SCO が Amended Complaint を提出

*IBM が契約上の義務違反を是正する期間の経過に伴い、IBM が UNIX System V source code (その派生物である AIX を含む。)を使用する権利が 2003 年 6 月 13 日付をもって終了したこと等を主張*

2003 年 9 月 25 日 IBM が The SCO Group に対して反訴を提起

*IBM が Linux ソースコードに寄与したことによって保有する著作権を SCO が侵害していること等を主張 (すなわち、SCO は GPL に基づいて IBM の著作権を利用していたが、SCO が GPL に違反したため、GPL に基づくライセンスを SCO は失ったと主張)*

SCO の IBM に対する訴訟は、当初は、IBM の契約違反を問題にするものでしかなかったため、Linux ユーザーには直接的な影響はなかったが、Amended Complaint によって、IBM の使用権が失効したと主張するようになったことに伴い、Linux ユーザーも、SCO から著作権侵害の主張を受け得ることになった。現に、SCO は、Linux の商用ユーザーに対して、“SCO Intellectual Property License for Linux” と称する有料のライセンスを受けられるように要求しており、SCO の訴訟は、Linux ユーザーを巻き込んだ深刻な問題になってきている。

#### 4. 損失補償について

GPL は、GPL ソフトの提供者が、損失補償 (“indemnification”) を行うことを禁止していない。実際に SCO の訴訟に関連して、Hewlett-Packard Company (“HP”) は、2003 年 9 月 23 日、HP の顧客に対して損失補償 (“indemnification”) をする、と発表している。

HP によれば、HP の顧客が損失補償を受けられるための条件は、下記の通りである。

- (1) HP 又は HP の authorized reseller から、Linux distribution を購入すること。
- (2) HP のハードウェア上でのみ Linux Operation System を稼働していること。
- (3) HP から Linux サポートについての standard 又は premium service contracts を購入していること。
- (4) Linux のソースコードを改変していないこと。
- (5) 所定の顧客登録を行うとともに、HP と indemnification agreement を締結すること。

HP の対応は、GPL に違反するものではないし、HP の措置には、十分経済的合理性があると思われるが、一方で GPL に基づくビジネス・モデルの限界や問題点も浮き彫りにしているもののように思われる。HP は、Linux に関して、他社から権利不侵害についての保証を受けているわけではなく、また、他社に損失補償 (“indemnification”) を約束させているわけでもないと思われるので、顧客の損失補償 (“indemnification”) を行うためのコストは、HP 自身が負担せざる

を得ないことになる。そのためのコストは、結局のところ、HP のハードウェアその他の製品やサービスの価格に転嫁されることになると考えられ、最終的には、顧客の負担になるのではないかと思われる。そのため、無保証であるが故に無償で利用できるという GPL ソフトの基本的特徴と相容れない結果となるのである。

## 5. まとめ

GPL に基づくビジネス・モデルは、その成果を独占する傾向を促進する従来のビジネス・モデルの問題点を解消する上において、有用なものと思われるが、一方で、前述のような多くの課題もあることを認識する必要がある。今後商用ソフトが志向するビジネス・モデルと、GPL が志向するビジネス・モデルが、調和し、あるいは相互に補完し合い、よりよいソフトウェア開発環境が整うことを期待したい。

以上